

気候変動枠組条約第 30 回締約国会議の際の議員会議派遣日本国会代表団報告書

団 長 参議院議員 竹内 真二
同 行 環境委員会調査室調査員 水間 紘史
会議要員 国際会議課 近藤 智哉

気候変動枠組条約第 30 回締約国会議（COP30）の際の議員会議（以下「議員会議」という。）は、2025 年 11 月 14 日（金）、ベレン（ブラジル）のパラー州議会の会議場において、IPU（列国議会同盟）及びブラジル議会の共催の下、24 か国、準加盟員の汎アフリカ議会及び 12 のオブザーバー（国際機関等）から 48 名の議員の参加を得て開催された。

今次議員会議は、竹内真二参議院議員が日本国会代表団を代表し参加した。

議員会議は、COP30 の主要事項及び方向性に関する情報の入手、気候変動問題に対して議会がとるべき行動についての議論を行うこと等を目的として開催された。

以下、本報告書では、議員会議の概要及び日本国会代表団の活動について報告する。

1. 会議開催前の準備（成果文書案に対する修正案の提出等）

議員会議の報告委員であるフンベルト・コスタ・ブラジル上院議員により成果文書案が作成され、事前に加盟国議会に送付された。

同成果文書案には、パリ協定を始めとするこれまでの国際合意の内容と整合性を欠くものも含まれていたことから、日本国会代表団は、2050 年ネットゼロ目標を達成するために必要に応じて移行燃料を活用するとともに、持続可能燃料の生産や利用を拡大するよう奨励する文言修正等、5 件のパラグラフに対する修正案を事前に提出した。

2. 議員会議の概要

（1）開会式

フンベルト・コスタ・ブラジル上院議員、クラウディオ・カハド・ブラジル下院議員及び予定されていたサイモン・スティル国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局長に代わってジャンルカ・クリスピUNFCCC 法務担当官が発言を行った。

（イ）コスタ議員は、議会の役割をより高めるため、行動を伴う計画を立案することで、科学に基づいた気候行動につながるとしたほか、我々は気候変動政策の

進捗に合わせて功績を残さなければならず、今次会合の成果文書案は全体的に協力可能な形となるよう各国が修正作業を行ったものであり、各国の作業が成功裏に終わるよう祈念すると発言した。

(ロ) カハド議員は、今後数年間で平均気温が1.9℃上昇する可能性があるほか、気候変動に起因する災害により、特に脆弱な立場にある人々が強く影響を受けることとなり、対処するための国際協力が不可欠であると発言した。また、議会が主体となった取組が気候政策において求められており、言葉を行動に転換していく必要があると述べた。

(ハ) クリスピ法務担当官は、スティル事務局長の原稿を代読し、議会は民主主義の声であり、国民の懸念を行動に落とし込む役割があるとし、気候変動分野においても国民の意思と政治の橋渡しをしてほしいと訴えた。また、実体経済においても、昨年は世界において再生可能エネルギーへの投資が2兆ドルに達し、新規のエネルギーの9割がクリーンエネルギーとなる等、経済的な転換が行われていると述べた。パリ協定締結から最初の10年間は土台が作られてきたが、これからの10年間はより素早く拡大を進める必要があるとともに、気候行動は負担ではなく機会であると認識し、議会のリーダーシップが強力なエンジンとなって力強く進めていくことを期待しているとした。

(2) 第1セッション「国が決定する貢献(NDC)の実現に向けた議会リーダーシップの強化」

ルーカス・ハマー・オーストリア国民議会議員がモデレーターを務め、ニガー・アルパダライ・アゼルバイジャン議会議員兼COP29気候変動ハイレベル・チャンピオン、マリアナ・ボルシャコワ国連環境計画(UNEP)法律顧問及びモーゼス・カジワング・ケニア上院議員によるプレゼンテーションの後、竹内議員を含む各国参加議員が発言を行った。

(イ) ハマー議員は、2025年はパリ協定締結から10年となる節目の年であり、我々はパリにおいて将来世代に持続可能な地球を渡すことを約束したが、現在の各国のNDCでは不十分であり、NDCの提出や大まかな目標すら発表していない国もあるとした上で、我々は議員として化石燃料の扱いや植林の推進、先住民コミュニティをどう守るか等について役割を果たさなければならないとした。

(ロ) アルパダライ議員は、NDCとは国家の成長戦略を描いた設計図であり、野心的で信頼性の高いNDCは競争力につながるとした上で、市民社会や学術界

といった民間主体との、より緊密な連携や良質な対話を通じて達成されるとした。また、議員はコミュニティからフィードバックを受ける立場であり、議会の役割は若者や先住民といったグローバルなコミュニティからの声を反映した政策を取り入れ、野心的な目標をNDCに落とし込むことであるとした。

(ハ) ボルシャコワ法律顧問は、議会はNDCに対して、その策定・改定、立法による下支え、資金の確保という3つの重要な役割があると指摘した。また、議員はNDCの改定にあたり、目標がどの程度野心的か監督する立場にあるとともに、現実的に実施できるよう法制度や政策を策定する役割もあるとした。

(ニ) カジワング議員は、NDCは政府によって策定されているが、パリ協定は議会の承認が成立に必要であったことから、NDCについても議会で議論されるべきであるとした。また、COPにおいては政府や官僚はブルーゾーンにおいて議論を行っているが、本議員会議が別会場で行われていることから議員も同じ場で議論を行うべきであると考えていると発言した。

(ホ) 竹内議員は、概要以下のとおり発言した。

日本は、新たなNDCを今年2月に提出し、その裏付けとなるエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の改定も併せて行った。国内においてはGX政策を進めてきたが、一部の太陽光や風力等の再生可能エネルギー施設の建設が問題とされる等、気候変動対策にとって対応が急がれる局面を迎えている。GX政策の進捗について、議会の立場から政府の取組を注視していく。また、サーキュラーエコノミーについて、企業が製造時にプラスチックや金属の再生材を利用している割合を開示し、資源循環の取組の指標とすることなどを促進していく必要があると考える。

気候変動は、国境を越えて人類全体に影響を及ぼす喫緊の課題であり、二国間クレジット制度(JCM)の活用が、世界全体の排出削減と持続可能な発展、日本とパートナー国双方のNDC達成に大きく貢献すると確信している。二国間クレジット制度の可能性を広げ、持続可能な未来の実現に向けて連携を深めていくことについて、パネリストの意見を伺う。

竹内議員の発言に対し、ボルシャコワ法律顧問は、パリ協定においては第6条第4項に基づくクリーン開発メカニズムが存在していたが、新たに第6条第2項に基づく協力的アプローチが実用化されたと説明した。また、プロジェクトを通じた排出クレジットの取引制度は生まれたばかりであり、市場メカニズムをいかに活用するかは議員にとって重要であるため、必要な法律をどのように整備していくか、パリ協定第6条に関する交渉についても着目してほしいと発言した。

(3) 第2セッション「強靱性の向上：議会はどのように適応を実現できるか」

アレクサンドラ・マッケイ・ゾーイ環境ネットワーク・プロジェクトマネージャーがモデレーターを務め、イルゼ・ブランズ・ケリス国連人権担当事務次長、クラウディア・ロート・ドイツ連邦議会議員、イニア・セルイラトゥ・フィジー議会議員によるプレゼンテーションの後、各国参加議員が発言を行った。

(イ) マッケイ・プロジェクトマネージャーは、適応の重要性が高まり、異常気象や干ばつによって人々の生計や命が脅かされている今、人類に求められるのは包摂性や公平なガバナンス、そして連帯であると述べた。本セッションにおいては、議員の立場から適応への強靱性をいかに強化し、国家計画における資源への公平なアクセスを担保し、コミュニティのニーズを政策に反映させるか等について議論を深めたいとした。

(ロ) ケリス事務次長は、気候変動の影響を受けている人々に適応策を確実に届け、人権を重視した形で対策を強化する重要性を強調するとともに、この目的達成のためには、グローバルに効果のある活動を展開する必要があると主張した。また、脆弱な立場に置かれた人々が適応政策を形作る立法に携わることで、政策の実施を監視することが重要であるとした上で、議員の立場からも人権に基づいた気候行動を推進してほしいと発言した。

(ハ) ロート議員は、気候危機は遠い未来のものではなく、既に20年間も干ばつによって穀物庫が空になり子供が飢えている場所があるように、人間の尊厳を奪い、コミュニティが存在するための基礎を奪うものであるとした上で、適応によって危機を機会に変えることが重要であるとした。また、海面上昇によって家を奪われた島しょ国の人々など、気候変動に対して責任を負っていない者が気候変動によって影響を受けていると指摘し、気候正義の考え方のもと、我々が責任をとっていかなければならないとした。

(ニ) セルイラトゥ議員は、パリ協定締結から10年が経過したが、我々太平洋島しょ国からの求めにより1.5℃目標が反映された例を挙げ、目標の背景には途上国や脆弱な立場に置かれた人々がいることを忘れないでほしいと発言した。また、多くの国がNDCを提出しているが、各国が緩和の重要性を認識し、温室効果ガスの排出量を減らすことで、将来的な適応に関する労力を減らすことができると主張した。さらに、気候変動問題は、グローバルであるとともにローカルな問題でもあり、フィジーのような小さな国にとっては死活問題であるとしたほか、議員は国際的な公約と地域における行動の架け橋及び監視役となるべきであ

ると発言した。

（４）第３セッション「非CO₂ガスに焦点を当てて：メタン対策における議会行動」

ミッチ・レズニック・フェデレーテッド・ハーミーズ・サステナブル債券部門責任者がモデレーターを務め、エンリケ・ベゼラ・グローバル・メタン・ハブ・ラテンアメリカ地域リーダー、フアン・パブロ・レテリエール・アンデス議会ガバナンス研究所所長及びキエレ＝ドゥア・ディクソン・ガーナ議会議員によるプレゼンテーションの後、各国参加議員が発言を行った。

（５）第４セッション「公平な気候行動の促進：ジェンダーに配慮し健康を重視した解決策に向けた議会の取組」

フラビア・ブストレオ妊産婦及び乳幼児の健康を守るためのパートナーシップ（PMNCH）メンバー兼元世界保健機関（WHO）家族・女性・小児保健担当事務局次長がモデレーターを務め、ジュリア・バンティング国連人口基金（UNFPA）事業部長及びセリア・シャクリアバ・ブラジル下院議員によるプレゼンテーションの後、竹内議員を含む各国参加議員が発言を行った。

（イ）ブストレオ元事務局次長は、COPにおいてこれまで参加した議論で最も興味深かったのは「女性、気候、権力」と題したものであったとした上で、気候変動がもたらす影響の中で軽視されがちである、女性の人口や健康、正義に注目したセッションにしたいと述べた。

（ロ）バンティング事業部長は、気候変動は人類の健康と福祉に対する脅威であり、特に女性や女兒に対して大きな影響を与えているとし、統計の陰で実際に困難に直面している人々を忘れてはならないとした。また、議会は立法と予算に関する権限を有し、国際的な公約を各国の実情に落とし込むことができるとし、議員は政策と財政、コミュニティをつなぐ重要な役割を有していると指摘した上で、立法の際には女性の権利平等について忘れてはならないと発言した。

（ハ）シャクリアバ議員は、エコフェミニズムの観点からすると、この惑星は女性的な存在であり、それに合わせて経済は搾取や支配を行うモデルから、共生を成し遂げる女性的なモデルへと転換しなければならないと主張したほか、女性の地位向上にとって一番の手段は経済的自立であるとした。また、人類は言語や宗教等の違いはあっても、同じ惑星を共有している存在であり、個人の職業や地位は変わることがあるが、地球や自然についてはそれらと同列に扱うことはできな

いとした上で、気候変動に関する問題は人類全体の問題として緊急性を高めて取り上げなければならないと指摘した。

(二) 竹内議員は、概要以下のとおり発言した。

ジェンダーと気候変動、あるいは気候変動によってもたらされる災害等への対応をリンクして考えることは非常に重要であると認識しており、気候変動による影響を最も強く受ける女性や女兒といった脆弱な立場に置かれた方々の視点を抜きにして、効果的な気候変動や防災への対策は成り立たない。

2015年に第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組」においては、女性や子供、障害者、先住民といった立場の方々をステークホルダーとして災害リスクに対する政策・計画・基準の企画立案及び実施に関与させるべきであるとしており、議会として、政府がこのような視点を持って防災に関する政策を立案しているか、注視していく必要がある。

しかし、日本においても、今なお、固定的な役割分担に基づき、家事・育児・介護等の家庭責任が、女性や女兒により多く負担が集中しがちであり、状況の打破のためには社会に根付くジェンダー意識を変える必要があると考えるが、パネリストの意見を伺う。

竹内議員の発言に対し、セドリック・ンギンドウ・ビドゥアヤ・コンゴ民主共和国上院議員から、ジェンダー規範の解消には、教育が中核的な役割を果たし、女性の権利を取り戻すことにつながるとの意見や、キアラ・ブラーガ・イタリア下院議員から、特に科学技術分野における教育や訓練の機会を拡充し、女性のリーダーシップを向上させることが重要であるとの意見があった。

(6) 閉会式：成果文書の採択及び気候変動対策における議会行動の更なる前進に向けて

閉会式において、成果文書案について報告委員であるコスタ議員から、日本を始めとする参加国議会からの修正案提出に謝意が表明されるとともに、日本から修正提案した持続可能燃料の生産や利用拡大の奨励を含む成果文書がコンセンサスを得て採択された。

その後、カハド議員から閉会の挨拶があった。

3. 議員会議以外の活動

竹内議員は、派遣期間中、議員会議出席に加え、政府関係者からCOP30における政府間交渉の進捗状況等について説明を聴取した。また、COP30会場において、ジャパン・パビリオンを視察し、出展する全9企業から、再エネ、省エネ、衛星データ利活用、廃棄物の再生利用等の展示について説明を聴取し、さらに、

ベレンにおいて現地邦人企業関係者との懇談会、汎アマゾン日伯協会及びアマゾン病院視察、経由地のサンパウロにおいて日系社会代表者との懇談会、開拓先没者慰霊碑献花及び日本館視察等を行った。

気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）の際の議員会議

2025年11月14日、ベレン（ブラジル）

成果文書

- (1) 我々、議会人は、ブラジルのベレンで開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）に集い、
- (2) 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及びパリ協定の原則及び目的並びにこれまでの国連気候変動枠組条約締約国会議（COPs）の成果を想起し、
- (3) 国家には国際慣習法に基づき気候システムを含む環境への重大な損害を防止する義務があること、国際人道法に由来する義務が気候変動の文脈で適用されること、また、清潔で、健康的で、かつ持続可能な環境に対する権利が、多くの人権を享受するための前提条件であり、人権と環境保護との相互依存から生じることを認めた国際司法裁判所の「気候変動に関する国家の義務」に関する勧告的意見を歓迎し、
- (4) 地球温暖化が人類の存続に関わる脅威であることを強く確信し、2024年が観測史上最も暑い年であり、また、世界の平均気温が産業革命前より1.5°Cを初めて超えた年であったことに留意し、
- (5) パリ協定の第1回グローバル・ストックテイク、世界気象機関（WMO）が発表した報告書（Global Annual and Decadal Climate Update (2025-2029)）、国連環境計画（UNEP）の排出ギャップ報告書2023年及び2024年版など、様々な多国間イニシアチブに記載されている産業革命以前の水準を上回る世界の平均気温上昇に関する知見、見通し及び予測を深く懸念し、
- (6) 我々は、深刻な干ばつ、壊滅的な洪水、砂嵐、熱波、森林火災などの異常気象の頻度と激しさが増すなかで、それらが気候リスクを悪化させ、水、食料、エネルギーの安全保障、金融システムの安定、インフラの強

韌性、公衆衛生に深刻な影響を与えていることを認識するとともに深く懸念し、

- (7) 地球温暖化がより深刻になるにつれて増大する、気候変動による負の影響は人権の十分な享受に直接的及び間接的な広範囲にわたる影響をもたらすことを強調し、その人権には、とりわけ、生命に対する権利、十分な食料に対する権利、達成可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利、十分な住居に対する権利、自決権、安全な飲料水と衛生に対する権利、働く権利、そして開発に対する権利が含まれ、また、いかなる場合も人民はその自らの生存手段を奪われてはならないことを想起し、
- (8) 気候行動のための闘いが、各国間及び国内の両方における包摂と不平等の削減のための闘いであり、また、貧困と飢餓に対する闘いでもあることを認識し、
- (9) 第 149 回 I P U 会議（2024 年）で採択された決議「世界平和、正義及び持続可能性のための多国間主義への回帰を求める国連事務総長の緊急要請に対する各国議会人の対応」、及び第 141 回 I P U 会議（2019 年）で採択された決議「気候変動への取組」、並びに第 144 回 I P U 会議（2022 年）で指針文書として承認されたヌサ・ドゥア宣言「ゼロに向けて：気候変動に対処するための議会の結集」に関する提言など、その他の関連 I P U 文書を想起し、また、過去の C O P 議員会議の成果文書に記載された気候関連問題に対する議会人の役割に関する勧告を支持し、
- (10) 第 148 回 I P U 会議（2024 年）で採択された決議「気候行動のためのパートナーシップ：低廉なグリーンエネルギーへのアクセスの促進並びにイノベーション、責任及び衡平性の確保」が強調するように、各国、議会、研究機関、政府・民間組織、市民社会の間の連携を強化することの重要性に留意し、
- (11) 第 1 回グローバル・ストックテイクの結果に基づき、より大規模な排出削減及び気候レジリエンスの更なる強化に向けた道筋をつけるために提出された新たな「国が決定する貢献（N D C s）」の重要性、また、気候変動対策計画を各国のプラットフォームに落とし込むことの重要

性も認識し、

- (12) 気候変動に伴う世界的な課題の深刻化により、各国の目標達成には 2030 年までに推定で年間最大 3,000 億米ドル、2050 年までに年間最大 5,000 億米ドルの投資が必要とされ、2050 年までのネットゼロ・エミッション目標の達成をより一層複雑にしていることを認識し、加えて、開発途上国に対する気候資金が著しく不足していることを認識し、
- (13) 2024 年にアゼルバイジャンのバクーで開催された C O P 29 で採択された気候資金に関する新規合意数値目標 (N C Q G) を歓迎するとともに、その完全かつ緊急かつ時宜を得た実施が、パリ協定の下で設定された目標を達成するために極めて重要であることを確認し、
- (14) 人間の健康と社会経済の発展にとっての重要性を踏まえ、政府は、水資源の質と利用可能性を確保するプログラムを通じて、安全な飲料水と衛生に対する権利を実現する必要があることに留意し、
- (15) 再生可能エネルギーへの公正な移行、また、二酸化炭素及び短寿命気候汚染物質など、特に短期的な温暖化効果が大きいメタンを含む化石燃料に関連する排出量の漸進的な削減は、その極めて高い緩和効果を鑑みると重要な対策となることを認識し、
- (16) グローバル・メタン・プレッジに沿って、2030 年までに 2020 年の水準から少なくとも 30 パーセントのメタン排出量を削減するというコミットメントが、パリ協定の目標を達成し地球温暖化を抑制するための重要な気候行動であることを強調し、
- (17) 気候変動の影響は個人や地域によって異なり、とりわけ女性、若者、高齢者、障害者、小島嶼開発途上国、先住民族、そして脆弱な状況にあるコミュニティがしばしばその影響を最も大きく受けることを強調するとともに、これらの課題への対処が、公正な移行の促進を通じた包括的かつ公平な気候行動へのアプローチとなるよう、協調的な取組を呼びかけ、
- (18) 気候変動が持続可能な開発目標 (S D G s) 達成を脅かしていることを

認識し、

(19) 適応への緊急性を高め、適応する際の適切な支援の重要性に留意するとともに、特に衡平性の原則と共通であるが差異のある責任の原則に沿った先進国からの支援の増加を通じて、適応行動全体を強化するために最大限求められる、適応資金ギャップを埋める必要性を強調し、

(20) 気候変動への対応に議会人が関与する必要性、国別適応計画(NAPs)、適応に関する情報及びNDCsと整合した法律の強化及び施行の重要性を強調し、

(21) 気候変動に対して世界的な共同努力を呼びかけるCOP30議長の要請を支持するとともに、COP30を、長年にわたり先導してきた先住民及び地域社会の知見に耳を傾け、そこから学ぶことで潮流を変える転換点とするべきであることを強調し、

1. 各国議会に対し、NDCs、UNFCCC、パリ協定の目標及び原理、国際人道法に沿って緩和、適応、公正な移行の取組、並びに損失及び損害(ロス&ダメージ)に対処するために関連する法律及び監視メカニズムを通じて、各国政府の行動を支援するよう要請する。

2. 資源配分、支出、成果及び政策・プロジェクトの実施責任者に関する情報を含む、国家予算における気候変動関連項目に関し、透明性の向上を主張し、気候予算の効果的な実施を確保する。

3. 各国議会に対し、監視機能を通じて、あらゆるレベルの社会的・政治的關係者を関与させながら、各国のNDCs実施状況を積極的に監督するよう要請する。

4. 先進国に対し、開発途上国が環境及び気候関連協定に基づくコミットメントを完全に履行できるよう、新規で、追加的、予測可能で十分な資源、能力構築、技術的・科学的支援、安価な技術開発と移転など、十分な手段を提供するよう要請する。

5. さらに、先進国に対し、アゼルバイジャンのバクーで開催されたCOP

P 29 で合意された気候資金に関する新規合同数値目標の下でのコミットメントの完全かつ緊急かつ時宜を得た実施を達成するよう促す。

6. 他の国々に対し、各国の能力と優先事項に合致する形で、自発的にこうした支援を提供または継続するとともに、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国といった開発途上国による「損失及び損害（ロス&ダメージ）に対応するための基金」へのアクセスを迅速なものとすることを支持するよう奨励する。
7. 全てのステークホルダーに対し、C O P 29 で設定された目標に沿って、気候行動のための開発途上国への資金調達を年間少なくとも 1.3 兆米ドルに拡大するよう連携して行動することを奨励する。
8. 中央銀行に対し、それぞれの権限内で、気候関連の金融リスクを考慮するとともに、金融機関が持続可能性、エネルギー転換、環境に配慮した慣行を確実に優先するようにするための規制措置の策定を支援するよう要請する。
9. 開発銀行に対し、低排出経済への資金供与において主導的な役割を果たし、再生可能エネルギー源と持続可能な慣行への移行を加速させるよう促し、他方、国際金融機関に対しては、これらのグリーンイニシアティブへ資金配分する上で重要な役割を果たすよう促し、それによって、低排出経済への移行を支援し、気候変動とその影響と闘うための世界的な取組に貢献するよう要請する。
10. 自然災害や公衆衛生上の緊急事態の影響の予測と軽減を含む、世界的な課題の対処を目的に設計されたイノベーションを網羅した A I 分野で、持続可能な研究開発を推進することを要請する。
11. 各国議会に対し、気候変動の根本原因や気候に敏感な環境的・社会的な健康の決定要因に対するレジリエンスを構築し、対処するため、環境、経済、健康、栄養、衛生、インフラ、都市計画、パンデミック及び災害への備え、持続可能な開発の間の関連性を考慮に入れ、首尾一貫した総合的な方法で健康政策と気候政策の多分野にわたる統合を促進するよう要請する。

12. 各国議会に対し、早期警報システム、緊急事態に対する準備、迅速な対応メカニズムなどの強化を通じて、都市部と農村部の気候レジリエンスを高めるために、災害リスクの軽減、その対応や管理、並びに気候適応戦略の統合を支援するよう要請する。
13. 各国議会に対し、立法、監督及び代表機能を通じて、気候変動の影響を不当に受ける集団、特に女性、子供、高齢者、障害者、子供や若者、先住民族及び少数派を含む脆弱な状況にある集団のニーズに対応し、衡平性の原則に従って気候目標を実行するよう奨励する。
14. 各国議会に対し、気候変動について国民の意識を高め、教育し、情報提供を行うとともに、気候に関する誤情報と闘い、気候政策に関する議論や決定をするために、市民社会の更なる参加を促進するよう要請する。
15. また、各国議会に対し、化石燃料からの排出に伴う大気汚染が人間の健康に与える影響を考慮し、エネルギー転換及び化石燃料からの排出量の継続的な削減に関連する投資を監視し、政府にその投資を増やすよう促すとともに、世界全体で再生可能エネルギー容量を3倍にする取組を支援し、2030年までにエネルギー効率の改善を倍増させ、各国の道筋が独自のエネルギー状況、経済的ニーズ、国家の優先事項によって決定されることを認識しつつ、公正で秩序があり、かつ衡平な方法で化石燃料及び非効率な化石燃料補助金からの段階的な移行を通じて、クリーンエネルギーシステムへの移行に向けた取組を加速させ、さらに、科学的根拠とそれぞれのNDCsに従い、2050年までにネットゼロ目標を達成するために、排出対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減を加速させ、必要に応じて移行燃料を活用するとともに、持続可能燃料の生産や利用を拡大するよう各国に奨励することを要請する。
16. さらに、各国議会に対し、様々な部門からのメタン排出量を監視、報告、並びに大幅に削減するための規制及び政策の枠組みを策定し、その際、特にメタン漏出に注意を払うよう要請する。
17. 各国議会に対し、COP29の際の議員会議の成果文書で合意された通

- り、廃水、放射性廃棄物及び家庭廃棄物が人類の健康及び環境に及ぼす有害な影響の防止に関する法制を改善する措置を採択することにより、多様な用途を可能にする水質と水量管理に関する政府のプログラムを監督するよう要請する。
18. また、各国議会に対し、特に適切な資金提供を通じて、持続可能な生態系管理の実施、森林破壊との闘い、生物多様性の保護及び汚染への対処を含め、森林、海洋及びその他の生物多様性のホットスポットの保全と回復を優先し、支援するよう要請する。
 19. 議会人に対し、先住民族の権利に関する国連宣言に従い、自由、事前かつ十分な情報に基づく同意を含む先住民族の権利、並びに地域社会の権利を保障するためのプログラムを強化し、その際、彼らの伝統的な土地、資源及び領域に対する権利の承認に特に注意を払うよう要請する。
 20. 議会人に対し、気候変動の緩和と適応、そして特に家族経営の農業における所得創出の可能性を考慮し、土地劣化の中立性と低排出型農業を目指した規制の枠組みを改善し、政府政策を監視するよう奨励する。
 21. 各国議会に対し、法的確実性を確保し、在来植生の保全と回復を奨励し、効果的な緩和を可能にし、先住民族と地域社会の権利の保護を含む社会的・環境的セーフガードの尊重を確実にするため、規制された炭素価格設定システムと自主的な炭素市場の実施を促進し、監督するよう要請する。
 22. また、各国議会に対し、2025年の第150回IPU会議で採択されたIPU決議「武力紛争を含む紛争が持続可能な開発に及ぼす長期的影響を緩和するための議会戦略」に従い、個人の責任を確保するためにエコサイドを国際犯罪として確立することを含め、武力紛争における環境被害に対処する法的枠組の策定を支援するよう要請する。
 23. 議会人に対し、環境問題における万人の参加、情報へのアクセス及び司法へのアクセスの権利、並びに環境人権擁護者の保護を保障する法律を採択し、施行するよう要請する。

24. I P U に対し、気候ガバナンスにおける議会の役割を強化し、この分野における国際協力を向上させ、気候危機に対するより包括的かつ効果的な世界的規模の対応に貢献する機会を模索するよう奨励する。

25. 2026 年に開催される次回の C O P 31 の際の議員会議では、C O P 30 の際の議員会議の提言を検討するようコミットする。

C O P 30 の際の議員会議に参加した議員団は、気候変動による負の影響に対処するため、あらゆるレベルで世界的な努力を総動員させ、支援することがいかに重要であるかを我々全員が認識する中、この世界的な議員会議を主催したブラジル連邦共和国及び同国の上下両院に対し、心からの謝意を表したい。